

修 繕 仕 様 書

- 1 修 繕 名 瀬戸町総合運動公園体育館受信機ほか更新修繕
- 2 修繕の目的 火災受信機（盤 1 台）が経年劣化により正常に作動せず、火災発生時等に利用者に危険が及ぶ可能性があるため更新するもの。
また、受信機の更新に伴い、互換性の問題から光電式分離型感知器（体育館メインアリーナ内 4 組）を併せて更新するもの。
- 3 修 繕 場 所 岡山市東区瀬戸町南方 1 3 1 1
- 4 修 繕 期 間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日
- 5 修 繕 内 容 既設火災受信機（複合盤組込型）の撤去 1 台
火災受信機（露出壁掛型）への更新 1 台
光電式分離型感知器の更新 4 組
- 6 提 出 書 類
 - ・課税事業者届出書 1 部
 - ・修繕業務着手届 1 部
 - ・工程表 1 部
 - ・業務責任者届 1 部
 - ・下請負通知書及び添付書類 1 式（必要な場合のみ）
 - ・修繕写真帳（A4 カラー・工程毎） 1 部
 - ・完了通知書 1 部
 - ・その他監督員の指示する書類 1 式
- 7 そ の 他
 - ・岡山市契約規則、関係法令、関係書類、並びに現場等を熟知承認のうえ請け負うこと。
 - ・本修繕の施工で発生した撤去品及び廃材は受注者において、各種関係法定に従って適正に処分すること。
 - ・作業中は安全作業に努め、事故等が発生しないようにすること。また、資格が必要な作業についてもあらかじめ資格証等の写しを提出すること。
 - ・本修繕の施工において、必然的に発生する軽微な修理及び消耗品取替は、本修繕に含むものとする。ただし、本修繕の範囲で対応できない修繕箇所が見つかった場合は速やかに監督員に報告し、その指示に従うこと。
 - ・施設の利用に影響のある現地施工時期は、監督員と十分に協議を行ったうえで決定すること。
特に、体育館メインアリーナ内の現地施行は、令和 8 年 1 月 1 4 日（火）から 2 月 6 日（金）の

期間で実施すること。ただし、上記の現地施行時期により難い場合は、監督員と協議の上で施工時期を決定すること。

- その他詳細については、監督員とその都度協議を行い指示に従うこと。